第二千八百二十三号

申請のあった年月日

平成十九年八月二日

平成十九年 (金曜日)

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告..... 告 次 文県 化民化生 Ξ 五

公

目

右 出 同..... 先機 関

同法第十条第二項の規定による公告.....

同同

...

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

土地改良事業施行協議の適当の決定.

局域 局域

規定による公告

課全 :

 $\equiv$ 껃

公安委員会

道路の位置の指定.....

警備員指導教育責任者講習 (特例措置講習) の実施...... 警備員指導教育責任者講習 (追加取得講習) の実施 企生

一一 同画 安

:

公

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成十九年八月二十四日

申請に係る特定非営利活動法人の名称 代表者の氏名 特定非営利活動法人U&Eコミュニケーション

主たる事務所の所在地 佐藤 靖憲

兀 青森市

することを目的とする。 盤造りに関する事業を展開し、住民の安心安全・利便性を追求した社会作りに寄与 ステムの企画・設計・構築を行いつつ、地域住民・行政・企業等が参加した社会基 この法人は、地域社会に対して、ユビキタス技術を普及・促進させるために、シ 定款に記載された目的 

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款

平成十九年八月二十四日

により次のとおり公告する。

青森県知事

Ξ

村

申

吾

平成十九年七月三十一日

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウィメンズネット青森

代表者の氏名

Ξ

三上 久美子

兀 主たる事務所の所在地

青森市

青森県知事 Ξ

村 申 吾

五 女性の参加と真の平等を獲得することにより、差別と偏見及び暴力のない社会の形 定款に記載された目的 この法人は、女性が抱えるあらゆる問題の解決を目指し、社会の全領域における

成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

規定による公告

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成十九年八月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

申請のあった年月日

平成十九年八月二日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアリバイブ

代表者の氏名

Ξ

主たる事務所の所在地

兀

弘前市大字青山二丁目二の六

定款に記載された目的

五

地域住民の社会教育の増進に寄与することを目的とする。 進に寄与すること、 生活の支援及び冠婚葬祭に関する支援事業を行うことにより、 この法人は、弘前市及び周辺市町村の住民に対し、一切の宗教行事とは関係なく、 営利を第一の目標とすることなく、 並びに、 高齢者へのパーソナルコンピューター操作指導を行い、 福祉の精神にのっとり、 地域住民の福祉の増 高齢弱者の日常

出 先 機 関

## 土地改良事業施行協議の適当の決定

る同法第八条第六項の規定により公告し、 の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用す する同法第八条第一項の規定により、外ヶ浜町の行う蟹田高銅屋地区の土地改良事業 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の二第五項において準用 次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月二十四日

東青地域県民局長 中 島 久

宜

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

平成十九年八月二十七日から同年九月二十五日まで

Ξ 縦覧場所

外ヶ浜町役場

~~~~~

下北地域県民局告示第三号 次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則 (昭和三十六年二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、

及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、 下北地域県民局地域整備部 月青森県規則第二十号) 第十七条の規定により公示する。

平成十九年八月二十四日

下北地域県民局長 奈 良 岡

| 平<br>元成<br><sup>・</sup><br>一 | メートル | ナート00・デ | ハ・七五メート | ル四六・七 | 五の二及び | 五五の九むつ市旭町五五の二及び |
|------------------------------|------|---------|---------|-------|-------|-----------------|
| 指定年月日                        | 員    | 幅       | 長       | 延     | 置     | 位               |

#### 青 第2823号

## 青森県公安委員会告示第九十号

公

安

委

員

るので、講習規則第二条の規定により公示する。 という。) の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外 う。) 第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「資格者証等」 習等に関する規則 (昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」とい 指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講 第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二条第二項に規定する警備員 の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。) を次のとおり実施す 警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。) 第二十二条第二項

### 平成十九年八月二十四日

#### 青絑県公安委員会委員長 橋 本 八 右 衛 門

### 講習の区分、実施期間等

| 取得講習」という。) 取得講習 (以下「一号追加定する警備業務に係る追加法第二条第一項第一号に規 | 取得講習」という。) 取得講習 (以下「三号追加定する警備業務に係る追加法第二条第一項第三号に規                                      | 講習の区分 |
|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| の四日間<br>の四日間<br>の四日間                             | 三日間<br>から同月十七日 (水) までの<br>平成十九年十月十五日 (月)                                              | 実施期間  |
| 四時五十五分まで                                         | 四時まで<br>いいのである。<br>日本で<br>日本で<br>日本で<br>日本で<br>日本で<br>日本で<br>日本で<br>日本で<br>日本で<br>日本で | 実施時間  |

### 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

### 受講定員

各講習十人 (予定)

兀 受講対象者

> 資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当する者とする。 受講申込み日において、受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る

- 区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者 最近五年間に受講しようとする警備業務 (以下「当該警備業務」という。) の
- という。) の交付を受けている者 係るものに限る。) に係る法第二十三条第四項の合格証明書 (以下「合格証明書] 下「検定規則」という。) 第四条に規定する一級の検定 (当該警備業務の区分に 警備員等の検定等に関する規則 (平成十七年国家公安委員会規則第二十号。 以

2

- 受けた後、継続して一年以上当該警備業務に従事しているもの に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を 検定規則第四条に規定する二級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。)
- 項に規定する一級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した 六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和 ) 第一条第二
- 以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの のに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定 (当該警備業務の区分に係るも

### 五 受講申込みの手続き

## 受講申込みの受付期間等

### 受付期間及び受付時間

| 一号追加取得講習                              | 三号追加取得講習                                      | 講習の区分            |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------|
| 日を除く。) 田を除く。) 田を除く。) 平成十九年九月十三日(木)までの | 日を除く。) 日を除く。) 日を除く。) 平成十九年九月十一日 (火) までの平成十九年の | 受付期間             |
| 五時までの間                                | 五時までの間                                        | 受<br>付<br>時<br>間 |

#### $(\Box)$ 受付の締切り

受付を締め切る。 受講申込みの受付は先着順とし、 受講申込者の人員が予定定員に達し次第

### 3 2 受講申込書の受付場所

申込み方法 青森県内の警察署 (警察署分庁舎を含む。) の生活安全課又は刑事生活安全課

こととし、郵送等による申込みは認めない 五の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行う

### 4 受講申込みの書類

画 者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。 係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象 メートルの写真一葉をはり付けること。) 一通及び既に交付を受けている受講に 講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、 上三分身、 無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチ 正

- の作成に係る書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書 四の1に該当する者は、 警備業務に従事していたことを証明する警備業者等
- の合格証明書の写し 四の2に該当する者は、 一級検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。)
- の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 四の3に該当する者は、二級検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。)
- の合格証の写し 四の4に該当する者は、旧一級検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。)
- の合格証の写し及び警備業務従事証明書 四の5に該当する者は、 旧 |級検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。)
- 5 受講手数料

時に納入すること。 次の講習の区分に応じた受講手数料を青森県収入証紙により、受講申込書提出

三号追加取得講習 一万四千円

一号追加取得講習 二万三千円

#### 六 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

### 七

- 講習終了後、 修了考査を行い、 講習に係る事項を修得したと認められる者に対
- 講習修了証明書を交付する
- 2 受講者は、 筆記用具を持参すること。

# 受講申込みに関する問い合わせ先

青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話〇一七

2 青森県内の警察署 (警察署分庁舎を含む。) の生活安全課又は刑事生活安全課 七二三 四二一一内線三〇四五

青森県公安委員会告示第九十一号

以下「講習規則」という。) 第二条の規定により公示する。 警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。 例措置講習」という。) を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械 第十一条の三第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証 (以下 警備業法の一部を改正する法律 (平成十六年法律第五十号) による改正前の警備業法 改正する規則(平成十七年国家公安委員会規則第十八号)附則第二条の規定に基づき、 「旧資格者証」という。) を有する者に対する警備員指導教育責任者講習 (以下「特 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を

平成十九年八月二十四日

青絲県公安委員会委員長 橋 本 八 右 衛 門

### 講習の区分、実施期間等

| 措置講習」という。)<br>措置講習 (以下「一号特例定する警備業務に係る特例法第二条第一項第一号に規 | う。) 情報 ( 昭和四十七年法警備業法 (昭和四十七年法警備業法 (昭和四十七年法 | 講習の区分   |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------|---------|
| 平成十九年十月二十三日 (火)<br>から同月二十六日 (金) まで<br>の四日間          | 三日間<br>三日間<br>平成十九年十月十五日 (月)               | 実施期間    |
| 四時五十五分まで                                            | 四時までいら午後                                   | 実 施 時 間 |

#### \_ 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

Ξ 受講定員

兀 2 一号特例措置講習 二十人 (予定)

1

三号特例措置講習 二十人 (予定)

受講対象者

五 受講申込みの手続き 旧資格者証を有する者

受講申込みの受付期間等

受付期間及び受付時間

| 一号特例措置講習                                            | 三号特例措置講習                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 講習の区分            |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 祭日を除く。) の間 (土曜日、日曜日及び祝から同月二十一日 (金) まで平成十九年九月十四日 (金) | 日を除く。)日を除く。)日を除く。)日を除く。)日を除く。)中ののでは、日曜日及び祝祭中成十九年九月十二日(水)をでのでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、 | 受付期間             |
| 五時までの間午前九時から午後                                      | 五時までの間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 受<br>付<br>時<br>間 |

 $(\Box)$ 受付の締切り

受付を締め切る。 受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定定員に達し次第、

2 受講申込書の受付場所

申込み方法 青森県内の警察署 (警察署分庁舎を含む。) の生活安全課又は刑事生活安全課

3

こととし、郵送等による申込みは認めない。 五の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行う

受講申込みの書類

メートルの写真一葉をはり付けること。) 一通に、旧資格者証の写しを添付する 講習規則別記様式第一号の受講申込書 (申込み前六月以内に撮影した無帽、正 上三分身、無背景の縦の長さ三・○センチメートル、横の長さ二・四センチ

受講手数料

時に納入すること。 次の講習の区分に応じた受講手数料を青森県収入証紙により、受講申込書提出

三号特例措置講習 一万四千円

# 一号特例措置講習 二万三千円

六 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

七

- 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対
- 受講者は、筆記用具を持参すること。 講習修了証明書を交付する。

受講申込みに関する問い合わせ先

青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

青森県内の警察署 (警察署分庁舎を含む。) の生活安全課又は刑事生活安全課

2

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号 |

在 定価小口一枚二付十五円一銭号 年週月・水・金曜日発行

高森市長島 子行